

令和5年9月定例会 第126号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

令和4年度決算を認定

令和5年第3回定例会（9月議会）が、9月12日から22日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、栄町教育委員会委員の任命についての人事案件をはじめ、新規条例、5会計の補正予算、令和4年度全6会計の決算認定など、3件の報告を含め計18件の議案等が提出され、全議案とも原案のとおり可決されました。

なお、今定例会における一般質問は7名、傍聴者は延べ23名でした。

橋本町長の行政報告

9月8日の台風13号について

大雨警報の発令等に伴い、災害対策本部を設置し、ふれあいプラザさかえ他3カ所を避難所として開設したが、実際に避難された方はいなかった。

被害は、竜角寺台地区で道路のアスファルトが剥離した被害が一カ所あった。今後、災害対応には万全を期していく。

物価高騰対策について

町内事業者等に、電気料金等の高騰による経営の安定化を図るため、事業者経

令和5年度 栄町元気事業 支援日本食研基金中学生海外派遣事業について

8月17日から25日の日程で、4年ぶりに中学生海外派遣事業が実施された。14名の中学生が、オーストラリアメルボルンでの現地校訪問とホームステイ生活を通して、将来の栄町を担うグローバル人材育成の機会が復活した。

（仮称）若草大橋延伸線協議会の設置について

平成18年に若草大橋が開通し、その後の平成23年度から栄町と印西市で共同して千葉県に対し南側への延伸線事業化を要望してきたが、この度千葉県により道路計画の具体化に向けた協議会を設置する運びとなり、本年8月23日に（仮称）若草大橋延伸線協議会を開催した。

今後はワーキンググループで、計画の具体化に向け課題の整理や概略ルート及び構造などの検討を進めていく。

国際ラジオ放送株式会社との「災害時における放送」に関する協定の締結について

去る8月18日、国際ラジオ放送株式会社と、「災害時における放送」に関する

協定を締結した。

国際ラジオ放送は成田市の地域密着型コミュニティラジオ局で、栄町ではインターネット回線を用いて放送を聞くことができる。

災害発生時、町から災害などの状況をリアルタイムで町民の方々に伝えることができるようになった。

令和5年度栄町総合防災訓練の実施について

来る10月29日に「栄町総合防災訓練」を実施する。当日は、災害対策本部設置訓練の他、安食台小学校等の避難所において開設訓練等を実施する。

また、ふれあいプラザさかえで防災用品の展示など「防災フェア」を開催する。

なお、8月24日には、総合防災訓練に先駆け、職員による被害想定に基づいた職員対応や関係機関への連絡、被災現場との通信訓練などを実施した。

S A K A E R I パーサイド・フェスティバルについて

コロナ禍により、開催を自粛していたが、10月21日に4年振りに開催する。

今回は、例年10月に開催していた産業まつりと統合して開催し、ステージイベント、フィールドイベント

ト、河川巡視艇の体験乗船、町内の農商工業者による農産物の販売、矢口工業団地企業のPR、模擬店の出店の他、花火の打ち上げを実施し、町民の皆さんに楽しんでいただけるプログラムを予定している。

千葉県誕生150周年記念事業「百年後芸術祭」について

当記念事業は、千葉県誕生150年を振り返り、続いていく100年後の未来に思いを馳せるということをテーマとした、アートや音楽などにSDGsの視点やテクノロジーを取り入れた芸術祭で、地域の活性化を図ることを目的に本年9月30日から来年6月末までの期間中、千葉県内5地域で開催される。

当町では、来年6月1日にドラムの里や房総のむらで、「さかえ市民ミュージカルの会」による龍伝説の短編ミュージカルとドローンによる光の演出、また、食のフェスタと、音楽イベントを予定している。

※この行政報告は、定例会初日（9月12日）に行われたもので、現時点の状況と異なる場合があります。

議案審議

議案第1号 全員賛成
栄町教育委員会委員の任命について

現栄町教育委員会委員である石川京子氏の任期が本年9月30日をもって満了となるため、新たに安永順子氏を任命すべく、議会の同意を求めるものです。

議案第2号 賛成多数
栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

公職選挙法の改正を踏まえ、栄町議会議員選挙及び栄町長選挙における立候補者の選挙運動用の自動車の使用、ピラの作成及びポスターの作成に係る費用について、その一部を公費負担の対象とするものです。

議案第3号 全員賛成
令和4年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

栄町下水道事業会計未処分利益剰余金を利益積立金に積み立てるため処分を行うものです。

議案第4号 全員賛成
令和5年度栄町一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出それぞれ1億6,435万9千円を増額し、総額79億3,105万9千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では地方交付税、諸収入などによるものです。歳出では、頑張る事業者応援事業、障がい福祉サービス提供事業、財政調整基金積立金などによるものです。

議案第5号 全員賛成
令和5年度栄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ2,733万2千円を増額し、総額27億8,088万5千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では繰越金によるものです。歳出では、医療給付費適正化事業などによるものです。

議案第6号 全員賛成
令和5年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ20万6千円を増額し、総額3億1,286万2千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では保険料還付金補填金などによるものです。歳出では、保険料還付金などによるものです。

議案第7号 全員賛成
令和5年度栄町介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ9,806万4千円を増額し、総額18億3,601万円とするものです。

増額の主なものは、歳入では繰越金などによるものです。歳出では、財政調整基金積立金、過年度返還金などによるものです。

議案第8号 全員賛成
令和5年度栄町下水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出の補正、資本的収入及び支出の補正をするものです。

補正の主なものは、収益的支出では管渠等修繕費などによるものです。資本的収入では、基金取崩収入、資本的支出では、栄町終末処理場内地震対策工事によるものです。

議案第9号 全員賛成
令和5年度栄町一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出それぞれ2億1,797万9千円を増額し、総額81億4,903万8千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では繰越金によるものです。歳出では、財政調整基金積立金によるものです。

認定第1号、第6号 全員賛成
令和4年度各会計決算の認定について

決算認定の審査を行うため、議長および議会選出の監査委員を除く全議員11名による決算審査特別委員会を設置のうえ、2日間にわたり各常任委員会の所管事項別に質疑を行い、採決し

た結果、6会計決算とも委員会において承認すべきとされ、本会議においても可決承認されました。

報告第1号
継続費精算報告書について

栄町継続費に係る継続年度が終了したので、その旨を議会に報告するものです。(定年延長制度例規整備等支援委託、個人情報保護制度例規整備等支援委託、後期基本計画策定支援委託、地域防災計画改訂事業、矢口工業団地拡張事業)

報告第2号
健全化判断比率の報告について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

報告第3号
資金不足比率の報告について

公共下水道事業に係る資金不足比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

町政のことが知りたい 一般質問

今年6月の国通知の内容と給食センター建設への影響は

問 内閣府、文部科学省連名で「避難所における適切な

な食事の確保のための学校給食施設等の活用について」が各市町村に通知された。まさに議会で議論してきた給食センター建設のメインテーマである。国の後押しを活用し建設をどのように進めるか。

答 先ず、同通知の主な内容として、内閣府では災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などを示し、適切な避難所運営を行うよう依頼があったところである。当該指針において、避難所での食事の提供については、長期化に対応したメニューの多様化、適温の提供、栄養バランスの確保、質の確保についても配慮することとされている。

避難所の運営については、防災担当部署等により行われるものだが、避難所における食事の質の確保にあたっては、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つとなり得ることから、学校給食施設等の活用を含めた災害時の対応や協力体制等について、関係部局間で事前に協議し、各地域における災害時の体制づくりを進めるよう通知があったものである。

栄町給食センター建設の影響については、特段無

いものと考えるが、この通
知にあるように、避難所運
営の長期化に対応したメニ
ューの多様化、適温食の提
供、栄養バランスの確保、
質の確保についても求めら
れていることから、改めて
町の中心に給食センターが
立地する重要性や意義を再
認識したところである。

給食センター建替えにあ
たり、本通知の意義を踏ま
え、災害時における給食セ
ンターを核とした食事の提
供、機能の充実を図るた
め、関係部署とも調整を進
めたいと考えている。

今後のスケジュールとし
ては、現況地盤への影響解
析や解析結果を踏まえた対
策工法の抽出を行い、盛土
経費縮減に向けた最適案の
決定を進めていき、現段階
では、令和9年度の完成に
向け準備を進めている。

児童・生徒が健康に過ごすために必要な運動や睡眠について

高萩 初枝

問 「体力・運動能力」は、
学力と並んで「生きる力」
を支える重要な能力です。
暑い中での体育の授業等は
どう工夫し実践している
か。さらに、睡眠について、
「スクリーンタイム」の増
加などを含めた生活習慣の
乱れについての対応は。
答 教育委員会としても、

暑い中での運動量を確保す
ることは難しい課題である
と考えている。熱中症警戒
アラートが発令されれば運
動は原則禁止となる。警戒
や厳重警戒のレベルにおい
ても、運動量に視点を置い
た学習活動を実施するには
大きな課題がある。

学校では、近年の暑さ等
に考慮して、季節と気温に
応じて安全に学習活動がで
きるよう、教育課程上の工
夫をしている。具体的には、
夏の暑い時期には、1
回の運動量が少なく、適宜
休息や給水がしやすいマッ
ト運動やボール遊び運動等
の技術習得が中心となる学
習や、小さなスペースで実
施することができるとつく
り運動や体ほぐし運動、表
現運動を教室で行う学習を
実施している。冬場の寒い
時期には長距離走やバスケ
ットボール、サッカー等の
運動量の多い学習を進める
等、年間を通して運動の質
と量をバランスよく学習で
きるよう配慮している。

また、暑さを軽減する対
策として、学校に、ミスト
シャワー、スポットクーラ
ー、気化熱を利用した大型
の冷風機を設置している。
それらを効果的に活用し、
体温の上昇を防ぎながら体
育の授業等を実施するよう
に指導している。

次に、スクリーンタイム

の増加などを含めた生活習
慣の乱れについては、町教
育委員会でも懸念してお
り、家庭への働きかけが大
事であると考えている。町
教育委員会では、携帯電話
やスマートフォン、タブレ
ット端末の使用によって生
活リズムの乱れとならない
よう指導をしている。

具体的には、携帯電話や
スマートフォンについて
は、平成31年度に校長会か
ら『携帯電話・スマートフ
オン・ゲーム・通信機器等
利用ガイドラインについて』
を各家庭に配付してい
る。また、中学校入学期前
の保護者説明会では「スマホ
の利用について」という題
材で新入生保護者に対して
注意喚起を行っている。

次に、タブレット端末に
ついては、児童生徒に対し
て、町教育委員会の「タブ
レット使い方のルール」を
配付している。また、文部
科学省の「児童生徒の健康
に留意してICTを活用す
るためのガイドブック」を
活用した教職員への研修を
実施し、タブレットを活用
した授業が、児童生徒の身
体への負担とならないよう
指導している。

これらの啓発活動におい
て、睡眠の質と量の確保が
できるよう、携帯電話やス
マートフォン、タブレット
端末については、就寝の30

分前には使用しないことを
指導している。
教育委員会では、今後の
全国体力・運動能力、運動
習慣等調査などの各種調査
の結果等に注視し、質の良
い睡眠時間の確保をはじめ
としたよりよい生活を送る
ための啓発活動を、学校・
家庭と連携して進めていき
たいと考えている。

町民が安心安全で暮らせ
る町について

早川 久美子

問 栄町は比較的犯罪の少
ない町と言われています。
犯罪の未然防止はコミュニ
ティをはじめ、地域の関わ
りや見守りなど大変重要と
考えます。防犯対策につい
て、町の現状と取り組みを
伺います。

答 初めに町の現状です
が、町内における令和4年
中の犯罪発生件数は77件で
あった。内訳は、窃盗犯は
9件、自動車20件、部品狙い
が5件、車上狙いが3件、忍
び込みと侵入盗がそれぞれ
2件、空き巣、自動車盗、
オートバイ盗難がそれぞれ
1件、その他非侵入窃盗が
17件となっており、知能犯
では詐欺が4件で被害額は
659万円、粗暴犯では傷
害が2件、暴行が1件となっ
ている。

また、ご質問に「犯罪が
少ない町」とあるが、千葉
県内の各市町村の犯罪件数
を人口1万人当たりの件数
に換算して比較すると、栄
町は件数が少ない方から、
令和元年が29.3件で1
位、2年が35.1件で3位、
3年が39.8件で14位、4
年が39.1件で10位となっ
ている。

続いて、防犯対策につい
て、一つとして平成31年4
月に安食駅前には防犯ボック
スを設置した。警察官のO
Bの方2名が13時から21時
まで勤務しており、平常時
は下校や帰宅時間帯に青色
回転灯付きの広報車で巡回
パトロールを行っている
他、街頭監視などを実施し
ているが、不審者情報など
があった場合には緊急的な
巡回も行っている。

なお、竜角寺台地区でも
青色回転灯付きの軽トラッ
クで毎週土曜日の夕方巡回
パトロールを行っている。
二つとして、防犯カメラ
を道路や駅周辺に14基、各
学校に2基ずつ設置して、
犯罪抑止などに努めている。

三つとして、千葉県警察
が各警察署に配備している
移動交番車がある。印西警
察署管内では布鎌のJA直
売所に月2回、成田警察署
管内では、ふれあいプラザ
さかえ・房総のむら・酒直
コミュニティホールで、そ

る

れぞれ月3回開設していただいており、各種届出の受理や周辺の警戒、巡回パトロールなどを行っていただ

四つとして、成田防犯連合会防犯指導員栄町部会及び栄町布鎌防犯組合の指導員による防犯活動がある。

主な活動は、年金の支給日である偶数月の15日にナリタヤ・マルエツ・千葉銀行・京葉銀行・JA西印旛東支店で「電話で詐欺の被害防止」のチラシ配布や、のぼり旗を掲げて啓発を行っている他、布鎌地区・安食地区共に週1回青色回転灯付きの広報車での町内巡回パトロールや、啓発看板の設置なども行っている。

五つとして、地域の方々

県事業の長門川整備事業に呼応した栄町のまちづくりについて

問 長門川整備工事に伴って生み出される親水空間を観光資源として町の魅力に加え、外国人観光客などの交流人口増加、緑地空間の保全、水辺の賑わいスポッ

ト、憩いの場や交流拠点造りを目指したまちづくりへの具体的な取組みを伺う。答 はじめに、令和4年12月定例会において答弁したその後の進捗状況であるが、長門川の栄町管内での護岸整備は富士見橋から見えて安食側440mの整備が進んでいる。また、町が要望した船着き場の設置についてはドラゴンカヌーの発着場を含めた3箇所の設置場所について現在調査検討しており、護岸整備後には築堤整備で造られる管理用道路の活用方法を含め、安食側への遊歩道と休憩施設の整備やサイクリングロードの整備を検討頂くよう併せて要望しており、今後も千葉県との協議を進めていきたいと考えている。

まちづくりの具体的な計画を定めていきたいと考える。千葉県が行っている護岸整備は治水対策を目的としていることから川に親しむための親水護岸をつくる計画は基本計画にはない。しかしながら、町としては築堤整備にあわせて船着き場や遊歩道、サイクリングロードといった親水空間を整備していただくよう要望を続けているところであり、引き続き千葉県と協議をしていく。

マイナンバーカードの一本化と健康保険証の存続について

問 全国各地でマイナンバークードの紐づけによるトラブルで国民の不安が生じている。栄町ではトラブルが生じていないか、及びカードの取消し申請があつたか伺う。

また、マイナンバークードを紛失した時や、資格確認書の発行について伺う。答 マイナンバークードの保険証利用に関するトラブルは、マイナンバーの紐づけ誤りが原因とされている。具体的には、市町村、健康保険協会、健康保険組合、共済組合などの健康保険の保険者は、事前にオンライン資格確認等システムへ、個人のマイナンバート

健康保険資格情報を登録するものであり、その際の登録誤りやそもそも登録ができていないといったことが原因となっている。そのような中、栄町の業務システムは住民基本台帳システムと自動連携しているためマイナンバーの紐づけ誤りは起こらないので、栄町国民健康保険においてトラブルは生じていない。なお、いわゆる社会保険などの国民健康保険以外の健康保険の状況については、栄町は保険者ではないため詳細は不明だが、これまで町民にトラブルがあつたという報告は受けていない。次に、マイナンバークードの取消し申請の有無についてだが、マイナンバークード交付申請の取消し申請は、直接「地方公共団体情報システム機構」に対して行うものである。町ではその状況は把握できない。また、交付されたマイナンバークードを取り消すということはできないので、マイナンバークードを所持していたくないということであれば、町に返納する手続きをすることになる。従って、町で把握することができないマイナンバークードの返納事案としては、これまで1件だけあつた。次に、マイナンバークードを紛失した時について

は、最寄りの警察に届け出るとともに、24時間365日、マイナンバークードの一時機能停止を受け付けるマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡する必要がある。その後役場に届け出て再発行の手続きをしてもらう。次に、法律の規定により、マイナンバークードを持っていない方やマイナンバークードの保険証利用登録をしていない方など、マイナンバークードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、資格確認書が発行されることとなる。その資格確認書は、国の従前の方針では1年ごとの更新で、原則として本人の申請に基づき交付することとされている。しかしながら、その後、「マイナンバークードと健康保険証の一体化に関する検討会最終とりまとめ」において、一つとして、資格確認書の有効期間は5年以内で各保険者が設定する。二つとして、当分の間、マイナンバークードを持っていない方やマイナンバークードの保険証利用登録をしていない方全てについて、本人の申請によらず保険者が資格確認書を交付する。三つとして、マイナンバークードの保険証利用登録をしていても申請により一

巨資格確認書が交付された要介護高齢者や障害者などの要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に本人の申請によらず保険者が資格確認書を交付する。という新たな方針が示された。

新たに整備予定の給食センター経費抑制に向けた取り組みについて

大野 信正
問 敷地面積6,000㎡の根拠は。成田市の平成小学校給食センターや東庄町の給食センターの3,000㎡台の建設費10億12億円を参考に盛り土経費削減から、法面活用を前提とした「ヤックス隣接町有地」の活用を尋ねる。

答 令和元年9月に「栄町学校給食センター施設整備について」を定め、学校給食センター建設方針を示した。その中で、建設用地について、「新たな建設予定地については、給食センター建屋及び付帯施設、駐車場等の面積を考慮し、延べ床面積の約5倍相当の敷地が必要と考え、約6,000㎡以上と設定し、町有地である3候補地の中から選定する。」としたものである。

目安として、現在の給食センター敷地2,431㎡と駐車場スペース1,510㎡を併せた3,941㎡に、給食配送車両、食材納入等車両が建物への接車ができ、通行できるようにトラックヤードの確保や建物の保全・メンテナンスなどのスペースを考慮し約6,000㎡以上とした。これは現在の給食センターが、配膳・配送口と回収・洗浄口が一つの搬入搬出場所で行われていることから、現在の学校給食衛生管理基準に適合していない状況であること。また、敷地内では給食配送車両、食材納入等車両の通行ができない上、給食センターに接車する際には、前の道路で車両の向きを変えなければならぬ状況であることから、スペースを確保した敷地面積を目安としたものである。

計画している。現段階で調理能力1,200食レベルの給食センターは敷地面積3,300㎡が平均であるとの根拠は把握していない。また、ヤックスとなりの町有地の公簿面積は3,088㎡であるが、当該地の盛土法面を差し引くと約2,600㎡程度となり、給食センターの付帯設備や給食配送車両、食材納入等車両の出入りなどのスペース確保が難しい状況であると考える。仮に当該地に建設する場合でも、建設に必要な基礎杭を打つことによりはなくなり、その本数は建設する給食センターの建築面積に関わることから、現建設予定地の基礎杭本数と大きく変わることはない。

盛土経費については、盛土による現況地盤への影響解析を行い、必要となる対策工法の検討や費用の積算を行い、盛土に要する費用を抑えていくため、工法の比較検討を行うとともに、建設発生土の利用に関する相談を行っている。建設発生土の利用が実現した場合には、大幅な盛土費用の削減につながるものと期待している。

給食センターの建設について

問 ふれあいプラザさかえ

松島 一夫

その他の一般質問

- 高萩 初枝
・竜角寺台の地区計画の条例化について
- 大塚 佳弘
・特別支援学級について
- 誰かが学べる機会と環境を会計年度任用職員等の非正規職員の待遇改善について
- 大野 信正
・財政健全化の取り組みについて
- 環境保全型農業の推進について

の駐車場用地として、議会の議決により取得した土地に、議会の同意を得ることなく給食センターを建設しようとするのは、議会軽視に他ならないと考えるが如何か。見解を伺う。

答 駐車場用地に最初は建てるということでしたが、陸の孤島になってしまおうという意見もあり、それを防ぐために盛土をし、道路に接するような形で考えているが、あのまま駐車場用地に盛土をした場合、近隣の皆さまにもご不信をもたらしてしまうというところも含め、隣の買い増した土地に盛土をして、給食センターを建てるということでは計画しているところである。

編集後記

9月1日、残暑厳しい中、町内小学校の2学期が始まりました。猛暑の夏休みを過ごし一段とたくましくなった1年生。安食小一区坂下の信号で元気に朝の挨拶を交わし、改めて「子は宝」を実感しました。9月議会も今年は暑さも彼岸までの中「決算審査」、一般質問も含め白熱した議会となり議員各位も体調管理も万全の中無事終了しました。新たな傍聴者も増え、町民の皆さんの意識変化を感じ今後も期待致します。

大野信正

発行者 栄町議会だより編集委員会
野田泰博(委員長)、高萩初枝(副委員長)
大野信正、大野博、塚田湧長、大塚佳弘

連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 FAX 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

12月定例会は、12月5日(火)～15日(金)までを予定しています。
※請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることを原則としているため、11月27日(月)必着で提出くださるようお願いいたします。なお、過去の会議録については、町議会ホームページをご覧ください。